

平成29年3月31日裁決

主文

日本年金機構が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2(12)記載の原処分を取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日に利害関係人と離婚し、離婚成立の日の翌日から起算して2年を経過した日前である同年〇月〇日に申し立てたものとみなされた、年金分割についての請求すべき按分割合に関する処分の審判申立事件につき、〇〇家庭裁判所が平成〇年〇月〇日付でした請求すべき按分割合を定めた審判が確定した日の翌日から起算して1月を経過する前であると主張し、同年〇月〇日(受付)に日本年金機構に対し、標準報酬改定請求(離婚時の年金分割請求)をしたところ、日本年金機構が、同年〇月〇日付で、請求人に対し、「今回の標準報酬の改定請求が、離婚の日から2年を経過しており、厚生年金保険法(…)第78条の2及び厚生年金保険法施行規則(…)第78条の3の規定により、標準報酬改定の請求ができないため」との理由で、上記標準報酬改定請求(離婚時の年金分割請求)を却下する旨の処分をしたことから、この処分を不服とする請求人が標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

一件記録に本件手続の全趣旨を併せると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実を認めること

ができる。

- (1) 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第78条の2第1項及び第78条の14第1項の規定による離婚等をした場合における標準報酬月額の変更請求(離婚時の年金分割請求)の受理及び同法第78条の6第1項、第2項及び第78条の14第2項、第3項の規定による標準報酬月額の変更又は決定及び標準賞与額の変更又は決定についての厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構(以下「機構」という。)に委任されている(厚年法第104条第1項第21号、第23号、第25号)。
- (2) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に利害関係人と婚姻し、長男A及び二男Bをもうけたが、平成〇年〇月〇日、利害関係人と離婚した。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、〇〇家庭裁判所に対し、利害関係を相手方として、家事事件手続法別表第2第4号に定める財産分与調停申立て(〇〇家庭裁判所平成〇年(家イ)第〇〇号事件)及び同法別表第2第15号に定める請求すべき按分割合に関する処分調停申立て(同家庭裁判所平成〇年(家イ)第〇〇号事件)をした。上記両調停事件は、平成〇年〇月〇日にいずれも不成立により終了して審判手続に移行し、家事事件手続法第272条第1項、第4項の規定により、平成〇年〇月〇日に、財産分与及び年金分割についての請求すべき按分割合に関する処分の審判を申し立てたものとみなされ、それぞれ、〇〇家庭裁判所平成〇年(家)第〇〇号及び同家庭裁判所平成〇年(家)第〇〇号と付番された(このうち、同家庭裁判所平成〇年(家)第〇〇号年金分割についての請求すべき按分割合に関する処分申立事件を、以下「本件審判申立事件」という)。
- (4) 〇〇家庭裁判所は、平成〇年〇月〇日、本件審判申立事件について、請

求人と利害関係人との間の別紙記載（注：掲記を省略する。）の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定めるとの審判（以下「本件審判」という。）をした。

- (5) 利害関係人（抗告代理人弁護士）は、本件審判を不服とし、平成〇年〇月〇日、抗告状を〇〇家庭裁判所に提出して、〇〇高等裁判所に対し、即時抗告（以下「本件抗告」という。）をした。〇〇家庭裁判所裁判所書記官は、本件審判申立事件の記録を〇〇高等裁判所裁判所書記官に対して送付して、事件を〇〇高等裁判所に送付し、この事件は、〇〇高等裁判所平成〇年（ラ）第〇〇号事件として、係属した。
- (6) 〇〇高等裁判所裁判所書記官は、請求人に対し、抗告状の写し（抗告状副本）を送付した。
- (7) 利害関係人（抗告代理人弁護士）は、平成〇年〇月〇日（受付）、本件抗告を取り下げる旨の同月〇日付取下書（以下「本件取下書」という。）を〇〇高等裁判所に提出して、本件抗告を取り下げた。
- (8) 〇〇高等裁判所裁判所書記官は、平成〇年〇月〇日（金曜日）、請求人の代理人であるC弁護士（本件の再審査請求代理人と同一弁護士である。）に対し、本件取下書副本を普通郵便に付して送付する方法により、本件抗告が取り下げられたことを通知した。
- (9) 郵便物は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上その配達を行うものとされ、郵便物は差し出された日から3日（ただし、国民の祝日に関する法律所定の休日、日曜日及び1月2日は算入しない。）以内に送達されるものとされている（郵便法第70条第3項第3号、第4号、同法施行規則第32条第3項第1号、第4項）。しかして、平成27年7月19日は日曜日であり、翌日の20日は国民の祝日

に関する法律所定の休日であることから、上記(8)の郵便物（本件取下書副本）は、同月21日に、再審査請求代理人のもとに配達され、同代理人は、同日、本件取下書副本を受領して、本件抗告が取り下げられたことを確知した。

- (10) しかして、〇〇家庭裁判所裁判所書記官は、再審査請求代理人の申請に基づき、本件審判の確定日が平成〇年〇月〇日であることを証明する旨の同年〇月〇日付審判確定証明書（以下「本件確定証明書」という。）を交付した。
- (11) 請求人は、平成〇年〇月〇日（機構〇〇年金事務所受付）、機構に対し、「標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）」を、本件審判の謄本及び本件確定証明書の写しを添付の上、提出して、標準報酬改定請求（離婚時の年金分割の請求）（以下「年金分割請求」という。）をした（以下、この請求を「本件年金分割請求」という。）。
- (12) 機構は、平成〇年〇月〇日付で請求人に対し、本件年金分割請求が、離婚の日から2年を経過しており、厚生法第78条の2及び厚生年金保険法施行規則（以下「厚生則」という。）第78条の3の規定により、標準報酬の改定の請求ができないためとの理由により、本件年金分割請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (13) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、審査請求をした。審査官は、平成〇年〇月〇日付で、原処分は適法かつ妥当であって、これを取り消すことはできないとして、この審査請求を棄却する旨の決定をした。
- (14) 請求人は、なおも原処分を不服として、平成〇年〇月〇日（受付）、当審査会に再審査請求をした。

3 問題点

- (1) 平成19年4月1日以降に離婚し

者については、婚姻期間中の厚生年金保険の被保険者期間につき、当事者間の合意により年金分割請求すること及び請求すべき按分割合についての当事者の合意のための協議が調わないとして、当事者の一方の申立てにより家庭裁判所が請求すべき按分割合（分割割合）を定めて、いわゆる離婚時年金分割を請求した場合（厚年法上は、婚姻期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求という方法によりなされる。以下同じ。）は、標準報酬の改定又は決定が行われ、老齢厚生年金の受給権者につきこれが行われたときは、改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎として、当該標準報酬改定のあった月の翌月から、年金額が改定されることとされている（厚年法第78条の2から第78条の12まで、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第46条）。しかし、厚年法第78条の2第1項ただし書及び厚年則第78条の3第1項1号は、離婚時年金分割の請求は、離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過したときは、離婚時年金分割の請求をすることができない旨を定め、厚年則第78条の3第2項第1号は、離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過した日以後に、又は離婚が成立した日の翌日から起算して2年を経過した日前1月以内に請求すべき按分割合を定めた審判が確定した場合（離婚成立の日の翌日から起算して2年を経過した日前に請求すべき按分割合に関する審判の申立てがあったときに限る。）については、請求すべき按分割合を定めた審判が確定した日の翌日から起算して1月を経過したときは、離婚時年金分割の請求をすることができない旨を定めている。

- (2) 本件においては、請求人が、平成〇年〇月〇日（受付）に行った本件年金分割請求について、機構は、厚年法

第78条の2及び厚年則第78条の3の規定により、年金分割請求ができないとして却下しているのであるから、本件の問題点は、上記の規定及び関連諸法令に則り、本件年金分割請求が請求期限を超えているとした原処分が妥当であるといえるかどうかである。

第3 当審査会の判断

- 1 家事事件手続法第85条第1項は「審判に対しては、特別の定めのある場合に限り、即時抗告をすることができる。」と、同法第233条第2項は「申立人及び相手方は、請求すべき按分割合に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。」と、同法86条第1項は「審判に対する即時抗告は、特別の定めのある場合を除き、2週間の不変期間内に行なければならない。」と、同条第2項は「即時抗告の期間は、…審判の告知を受けた日から…進行する。」と、同法第88条第1項は「審判に対する即時抗告があった場合には、抗告裁判所は、…、原審における当事者…に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。」と、同法第74条第4項は「審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。」と、同条第5項は「審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。」と、同法第93条第3項は「民事訴訟法…第284条、第292条の規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。」と、民事訴訟法第284条は「控訴をする権利は、放棄することができる。」と、同法第292条第1項は、「控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。」と、同条第2項は「第261条第3項、第262条第1項…の規定は、控訴の取り下げについて準用する。」と、民事訴訟法第261条第3項は「訴えの取り下げは、書面で行なければならない。」と、同法第262条第1項は「訴訟は、訴えの取り下げがあった部分については、初めから係属してい

なかったものとみなす。」と規定している。また、家事事件手続規則第60条第2項は、「民事訴訟規則第173条、第177条…の規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続に準用する。」と、民事訴訟規則第173条第1項は、「控訴をする権利の放棄は、控訴の提起前にあっては第1審裁判所、控訴の提起後にあっては訴訟記録の存する裁判所に対する申述によってしなければならない。」と、同条第3項は「第1項の申述があったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。」と、同法第177条第1項は「控訴の取り下げは、訴訟記録の存する裁判所にしなければならない。」と、同条第2項は「控訴の取り下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。」と規定している。

2 上記第2の2の認定事実の下において、機構は、本件年金分割請求が、離婚の日から2年を経過しており、厚年法第78条の2及び厚年則第78条の3の規定により、年金分割請求ができないためとして、本件年金分割請求を却下する旨の原処分をしたのであるから、その判断が相当といえるかどうかについて検討するに、本件再審査請求に対する保険者の意見は、本裁決書添付の別紙記載のとおりであるところ、要するに、機構は、本件年金分割請求の期限は、本件審判の確定した日の翌日から起算して、1月を経過する日である平成〇年〇月〇日となるが、本件審判は、抗告取下げにより審判が確定したことから、このような場合においては、厚生労働省疑義照会において、即時抗告により審判が確定せず、法律上の障害によって年金分割請求を行うことができない場合については、法律上の障害がなくなった時点である抗告取下日を起算点として、厚年則第78条の3第2項を適用することとされているところ、本件については、平成〇年〇月〇日に利害関係人の取下書が〇〇高等裁判所に到達しているから、取下書到達日の翌

日である平成〇年〇月〇日から起算して1月を経過する日である平成〇年〇月〇日が本件年金分割請求の期限となり、その後である同月〇日になされた本件年金分割請求を却下したものであり、原処分は適法かつ妥当であると主張するものである。

3 しかしながら、機構の上記主張は、採用することはできない。その理由は、以下に説示するとおりである。

(1) 上記1掲記の法令の定めを概観すると、請求すべき按分割合を定める審判に対して不服のある当事者は、審判の告知を受けた日から2週間の不変期間（以下「即時抗告期間」という。）内に即時抗告をすることができるとされていることから、当該審判は、即時抗告期間が満了する前には確定することはない、その期間内になされた適法な即時抗告には、審判確定の遮断効があるから、即時抗告により審判の確定は遮断され、当該抗告事件が係属する限り、審判が確定することはない。そして、適法な即時抗告があったときは、抗告裁判所は原審における相手方に対して抗告状の副本を送付することにより、即時抗告があり、審判の確定が遮断されたことを通知することとなっている。また、抗告人は、抗告審の抗告に対する決定があるまでは、いつでも抗告を取り下げることができ、抗告が取り下げられたときは、抗告は初めから係属していなかったものとみなされることから、審判に対する即時抗告期間が満了した時に、当該審判は確定したことになる。そのため、抗告の取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならないこととされている。

(2) このように、抗告の取下げがあった場合に、裁判所書記官がその事実を相手方に通知しなければならないとされたのは、抗告の取下げにより、当該抗告が最初から係属しなかったとみなされ、当該審判が即時抗告期間の満了

により確定することとなる結果、即時抗告の遮断効により、抗告審の抗告に対する決定があるまでは、審判が確定することはないと認識している相手方当事者に対し、手続的公正を図るため、即時抗告の遮断効が最初に遡って消滅した事実を知らしめることにより、当事者の不意打ち的な手続遂行により、相手方当事者に生じる不測の損害を回避する趣旨をも含むものであり、家事事件手続法第2条が「裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は信義に従い誠実に家事事件の手続を進行しなければならない。」と規定する理念に適用ものである。このことは、審判は、即時抗告期間満了前であっても、即時抗告権者が即時抗告権を放棄したときは、その時に確定するが、その場合においても、裁判所書記官は、即時抗告権が放棄された旨（すなわち、即時抗告権の放棄により審判が確定したこと）を相手方当事者に通知しなければならないとされている（家事事件手続法第93条第3項、民事訴訟法第284条、家事事件手続規則第60条第2項、民事訴訟規則第173条第1項、第3項）ことから明らかである。

- (3) 機構は、本件即時抗告により本件審判が確定せず、法律上の障害によって年金分割請求を行うことができなかったから、法律上の障害がなくなった時点である抗告取下日を起算点として、厚年則第78条の3第2項を適用すべきであると主張する。しかしながら、即時抗告により審判の確定が遮断されていたが、その後当該抗告が取り下げられて審判確定遮断効が最初に遡って消滅したことにより、審判が確定した場合においては、厚年則第78条の3第2項の規定の適用については、単に、権利の行使についての法律上の障害がなくなったというだけでは足りず、さらに権利の性質上その権利の行使が現実に期待のできるものであ

ることをも必要と解するのが相当である（消滅時効の起算点について判示した最高裁判所昭和40年（行ツ）第100号同45年7月15日大法廷判決・民集第24巻7号771頁、最高裁判所平成4年（オ）第701号同8年3月5日第三小法廷判決・民集第50巻3号383頁各参照）。このように解するのでなければ、次の場合との均衡を失することになり、妥当ではない。すなわち、当事者の一方又は双方からの情報提供の請求（厚年法第78条の4第1項）を却下した場合において、当事者から不服申立てがなされ、当該処分を取り消す決定が行われたときは、請求期限の計算上、情報提供請求の却下処分がなされた日の翌日から情報提供がされた日までの期間は除かれることとされており（厚年則第78条の3第3項）、情報提供請求の却下処分がなされた日の翌日から却下処分を取り消す決定が行われた日までの期間が除かれるとはされていないのである。

- (4) これを本件についてみるに、請求人の本件年金分割請求は、年金分割請求すること及び請求すべき按分割合についての当事者の合意のための協議が調わないとして、請求人の申立てにより家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めて請求をする場合であり、年金分割請求時に本件審判が確定していることが大前提であり、年金分割請求書には確定した本件審判の謄本又は抄本を添付して機構に提出しなければならないとされている（厚年則第78条の4第1項第2号）から、請求人としては、本件審判が確定した後に、裁判所書記官に対して確定証明書の交付を申請して、確定証明書の交付を受ける必要があること（家事事件手続法第47条第6項、家事事件手続規則第49条）、本件審判は、利害関係人がした即時抗告により確定が遮断され、その事実、即時抗告申立書副本の送達により、請

求人に通知されていたこと、本件抗告は、請求人の関知しない利害関係人による取下書の提出により取り下げられ、最初から係属しなかったものとみなされ、確定遮断効が最初に遡って消滅し、本件審判が確定したこと、裁判所書記官から送付された本件取下書副本を再審査請求代理人が受領したのは、平成〇年〇月〇日であることの各事実が認められるのであって、これらの事情を総合して考慮すると、本件年金分割請求について、権利の行使についての法律上の障害がなくなり、さらに権利の性質上その権利の行使が現実に期待のできるものとなったときは、再審査請求代理人が本件取下書副本を受領した平成〇年〇月〇日であると認めるのが相当である。したがって、本件においては、同日を起算点として、厚年則第78条の3第2項を適用すべきである。そうすると、同日の翌日から起算して1月が経過する同年8月21日に厚年則第78条の3第2項所定の期間が満了することになる。しかして、本件年金分割請求は、同日前の同月〇日になされているから、厚年則第78条の3第2項所定の期間内になされた適法な年金分割請求である。

- 4 そうすると、本件年金分割請求が請求期限を徒過しているとしてした原処分は妥当ではなく、これを取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。